

## 前橋地方裁判所委員会（第36回）議事概要

第1 日時 令和元年11月5日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

第2 場所 前橋地方裁判所大会議室

第3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

相澤哲，岩崎泰人，大冢明，小此木清，國井恒志，小磯正康，佐藤裕子，新藤慶，高橋徹，  
田尻洋子，原和則，樋口努，渡邊和義（説明者）

（説明者）

松本有紀子前橋地裁民事部判事

（庶務等）

前橋地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同民事次席書記官，同事務局次長，  
同民事訟廷管理官，同民事主任書記官，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務係長

第4 議題

「民事裁判手続のIT化への取組」

第5 議事等

1 開会

2 新任委員の紹介（岩崎委員，小此木委員，佐藤委員，高橋委員，田尻委員，樋口委員）

3 前回委員会以降の活動報告

國井委員から，前回委員会以降の「裁判員裁判の広報活動」について，活動報告がされた。

4 民事裁判手続のIT化への取組について

(1) 渡邊委員から，民事裁判手続のIT化への取組について，松本判事によるIT化機器を用いた争点整理手続の実演を交えて，説明された。

(2) 意見交換

委員

機器類の操作は慣れている方にやってもらい，裁判官と弁護士はやりとりをするというやり方がよいと思いました。また，争点整理手続前に目次を作成し，それを一緒に見ながら争点整理した方がよいと思いました。

委員

訴訟に関する費用は安くなるのでしょうか。

#### 委員（裁判所）

手数料に関しては、IT化により安くなるといった議論は出ていませんが、手続のための郵送費用に関しては、費用は減少し、無くなる可能性もあります。また、弁護士費用に関しては、裁判所に出向く交通費やその移動の手間を省くことはできます。

#### 委員

IT化機器について、弁護士事務所では準備できますが、個人では準備できないので、IT化後、弁護士が関与しないケースの場合はどうなるのでしょうか。また、個人が最寄りの裁判所に行きIT機器を利用することはできるのでしょうか。

#### 委員（裁判所）

地方裁判所が取扱う刑事事件と民事事件のうちの最も主要な民事訴訟事件の手続の一部についてIT化を試みていますが、弁護士が自分の事務所のパソコンを使用して手続に関与することを現在のIT化は想定していますので、個人が裁判所でIT化機器を利用することは予定していません。弁護士が関与せず、IT化機器の利用に疎い方、あるいは利用を予定されていない方々を想定した制度づくりをどれだけするかは、公平な制度設計の観点から検討すべき今後の課題です。

#### 委員

IT化機器を持たない個人に対して、弁護士会がIT化機器を設置して使用してもらうといったサポートをすることについて、議論されています。ただし、まずは裁判所がどこまでサポートをするのか、あるいは法テラスがどこまで介入をするのか、そちらとの調整の上で弁護士会としてサポート体制を検討していこうという考えです。これは、弁護士会として、個人に対し受け皿を作らないといけないだろうという考えからです。

#### 委員

諸外国のIT化への取組はいかがでしょうか。

#### 委員（裁判所）

欧米やシンガポール、韓国などで行われています。ただし、諸外国でのIT化は電子データで情報伝達や管理を行うことを意味しており、これを日本の裁判所で行うためには、法改正が必要となります。本日紹介しましたIT化への取組は、現行法内でのIT化への取組ですので、将来的なIT化への取組には法改正で手当をして初めて実現するということとなります。なお、国際競争力の観点から、IT化されることで日本での裁判が行いやすくなるというメリットもあります。

委員

裁判所というのはIT化から最も遠いところだと思っていました。IT化による関係者の利便性と言っても、裁判所の利用者は、市役所や銀行の利用者とは全く異なると思いますし、そもそも裁判所や司法は、手続自体が非常に複雑であり、情報の秘匿性もあるので、IT化を取り入れていくのは大変だと思いました。

委員

裁判の迅速化の重要性について、感覚として民事裁判があまりに短期間で終わってしまうと、自分のことをしっかりと考えてくれたのかと疑問に思うこともあると思うので、必ずしも迅速化ばかりが求められているのではないと思います。

委員（裁判所）

IT化への取組としては、ペーパーレス化と非対面化がありまして、特に非対面化には、人件費など全体のコスト削減といった意味もあります。また、民事裁判における要請として、特にビジネスの世界では、諸外国との競争に遅れてしまうという危機意識から裁判の迅速化が求められており、IT化は非常に役に立つことになります。

委員

IT化は、数年後、高齢者の方々にとっても、身体を動かさず、口頭で色々できるようになるわけですから、非常に便利になります。

委員

現在、判決文の電子データはどうされていますか。全てアーカイブにすれば、検索ができ、学生にも役立ちます。

委員（裁判所）

判決文は裁判官が電子機器を用いて作成していますが、現在の法律では、判決文の電子データについては法的に何ら位置付けをされていません。つまり、法律の枠内でのIT化には限界がありますので、本当のIT化を目指すためには、法律改正をどうしていくかを議論していくことが大事です。裁判所外部から積極的に様々な御意見をいただければと考えております。現在、皆様の組織でIT化は取り入れられているでしょうか。

委員

会議にITを取り入れて互いに中継して行うという提案はありますが、やはり参加者に同じスキルがないとできないところが隘路になって、まだ始まっていません。

委員（裁判所）

先ほど実演した際に利用した「Teams」というアプリケーションにはこういった感想をお持ちでしょうか。

委員

現時点で安全面も含めて優れていると思います。

委員

私は利用していますが、カメラとマイクが付いているパソコンとインターネット接続環境があれば利用ができるので、利用に当たってハードルの高いものではないと思っています。特に資料を手元のパソコンデータで見ることができることはやりやすいですし、大いに活用できると思います。ただし、非対面化については、三者ぐらいが上限ではないかという考えです。コミュニケーションの部分で、実際に顔を合わせているからこそ伝わる表情や様子といった言語化できない情報をIT化では伝えきれないこともあると思いますので、必要に応じて対面と非対面を使い分けて進めるのが良いのではないかとの感想を持ちました。

委員（裁判所）

弁護士の中には、書面提出はIT化して欲しいが、裁判官とは対面で話をしたいという意見がありますので、意識しないといけないと思います。

委員

一つのデータに多くの個人情報が含まれていますので、常にデータ流出等のリスクを意識しなければなりませんし、その対策の方がコスト面からも大きな問題になっています。

委員（裁判所）

裁判所が管理している情報は秘匿性が高いので、情報漏洩の被害の大きさには慎重にならざるを得ません。漏洩防止、特にインターネットを通じた攻撃の防止に対して、どのような対応をしていますか。

委員

インターネットを通じて多くの個人情報が流出してしまうことがあるので、なるべくインターネット等を接続しないで管理するのがより安全かなと思います。

委員（裁判所）

IT機器を多く導入した場合、裁判所全体の制度設計として、どこまで対応できるのかという問題もあります。

## 5 次回のテーマについて

次回のテーマは、「利用しやすい裁判所について（仮称）」とされた。

6 次回の開催期日について

令和2年6月4日（木）午後1時30分